

(個人様用)

個人県民税の控除の対象となる寄附金が条例で指定されました

(条例で指定を受けた寄附金を法人又は団体へ支出された個人様へ寄附金税額控除に関する手続きのお知らせ)

長崎県税務課

1 制度の概要

平成20年度の地方税法改正により、個人住民税（個人の都道府県民税・市町村民税）の寄附金税制が大幅に拡充され、所得税の控除対象寄附金の中から、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として地方公共団体が条例により指定したものを、個人住民税の控除対象寄附金に追加できる制度が創設されました。

これに伴い、長崎県では、対象となる寄附金を下記のとおり条例で指定しました。控除対象となるのは、平成21年1月1日以後に支出された寄附金で、平成22年度分以後の個人県民税から控除されます（県等の認定を受けたNPO法人に対する寄附金を除く）。

また、平成23年6月に特定非営利活動促進法が改正され、「認定NPO法人」の新たな認定制度が整備されました。これにより都道府県知事又は指定都市の長（以下、県等と記載）が行う新たな認定制度により認定（仮認定含む）を受けたNPO法人にその認定の有効期間内に支出した寄附金について、平成25年度分以後の個人県民税から控除されます。

所得税の寄附金控除の対象	個人県民税の寄附金税額控除の対象
1 国又は地方公共団体に対する寄附金 (所得税法78条2項1号)	(国に対する寄附金は対象外)
2 公益法人などに対する寄附金で一定の要件を満たすもの として財務大臣が指定したもの (所得税法78条2項2号)	1 都道府県、市区町村に対する寄附金
3 特定公益増進法人に対する寄附金（1及び2を除く） (所得税法78条2項3号=政令217条1項各号)	2 住所地の都道府県共同募金会に対する寄附金
① 独立行政法人、地方独立行政法人	3 住所地の日本赤十字社支部に対する寄附金
② 自動車安全運転センター、法テラス等	※今回、条例で指定した寄附金
③ 公益社団法人、公益財団法人	4 左記（所得税の寄附金控除の対象となる寄附金）のうち次のいずれかに該当するもの
④ 学校法人	① 県内に事務所等を有する法人又は団体に対する寄附金（県内事務所等において収納されたものに限る）
⑤ 社会福祉法人	② 知事・県教育委員会が主務官庁となる公益信託に支出した金銭
⑥ 更生保護法人	
4 県等または国税庁長官の認定を受けたNPO法人に対する寄附金 (租税特別措置法41条の18の2→所得税法78条2項の特定寄附金とみなす)	
5 一定の要件を満たす特定公益信託に支出した金銭 (所得税法78条3項)	
6 特定地域雇用等促進法人に対する寄附金 (旧租税特別措置法41条の18の2→所得税法78条2項の特定寄附金とみなす。H25.12.31までに支出されるものは控除対象。個人住民税も同様)	
7 政党等に対する政治活動に関する寄附金 (租税特別措置法41条の18第1項→所得税法78条2項の特定寄附金とみなす)	(政党に対する寄附金は対象外)

2 寄附金税額控除に係る手続きについて

(1) 寄附金税額控除の適用を受けられる方

前記1に該当する法人又は団体に平成21年1月1日以降（県等の認定を受けたNPO法人については、平成24年1月1日以降）に税額控除の対象となる寄附金を支払った個人の方で、支払った年の翌年の1月1日現在、長崎県内に住所を有する方が個人県民税の寄附金税額控除の適用を受けられます。

(2) 寄附金税額控除の額

控除額の算出方法は次のとおりです。

$(\text{支払った寄附金額} - 2 \text{ 千円} \times) \times 4 \%$ （ただし、控除を受けられるのは総所得金額等の30%まで）

なお、個人市町村民税については、各市町が条例で指定したものになります。支払った寄附金が県及び市町双方の寄附金税額控除の適用を受ける場合は、 $(\text{寄附金額} - 2 \text{ 千円} \times) \times 10 \%$ の控除（県民税4%、市町村民税6%）が適用されます。

※H23.1.1以降寄附分から適用（それ以前は5千円）

★市町村民税について詳しくは、お住まいの市町税務担当課へお尋ねください。

(3) 寄附金税額控除の申告

- ① 所得税の寄附金控除と個人住民税の寄附金税額控除の両方の適用を受けるためには、所得税の確定申告をする必要があります。
- ② サラリーマン又は年金所得者で、所得税の確定申告書を提出せず、個人住民税の寄附金税額控除の適用のみを受けようとする方の寄附金税額控除の申告については、寄附金を支払った年の翌年1月1日現在の住所所在の長崎県内の市町に対する簡易な申告によることができます。
- ③ 申告にあたっては、寄附金を受領した法人又は団体が交付した寄附金受領証明書（領収書）が必要です。

受け取った証明書（領収書）に次の事項が記載されているか確認してください。

- (i) 寄附者（個人）の住所及び氏名
- (ii) 寄附金額及び受領年月日
- (iii) 法人又は団体の所在地、名称、代表者氏名及び代表者印
- (iv) 受領した法人又は団体の事務所の所在地及び名称

(4) 控除の適用に関するご注意

- ① 寄附金を支払った年の翌年1月1日より前に、寄附者が長崎県の区域外に転居した場合、転居先の都道府県において、寄附金を支払った法人又は団体に対する寄附金が条例で指定されていなければ、個人の都道府県民税の寄附金税額控除の適用は受けられません。
- ② 寄附時点の住所地の都道府県が、寄附をした法人又は団体に対する寄附金を条例で指定していない場合であっても、寄附金を支払った年の翌年1月1日より前に長崎県の区域内に転居した場合は、個人県民税の寄附金税額控除を受けられます。

お問い合わせ先

長崎県総務部税務課 課税班

T E L : 095-824-1111(内 2213, 2215)

095-895-2215(ダイヤルイン)

F A X : 095-895-2555